

ブロック塀等設置計画・工事状況報告書

年 月 日

仙台市 区建築主事様

報告者（建築主）住 所

氏 名

印

下記建築物の敷地について、建築基準法第 12 条第 5 項、仙台市建築基準法施行細則第 3 条の 3 の規定により、ブロック塀等設置計画・工事状況報告書を提出します。なお、この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

作成者	工事監理者	() 級建築士 (大臣・知事) 登録第 () 号 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
		住 所 氏 名 印
工事施工者	施工者名 住 所 代 表 者	建設業許可 (特定・一般) 第 () 号
設 計 者	() 級建築士 (大臣・知事) 登録第 () 号 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号	
建 築 主	住 所 氏 名	
建物概要	建築確認	年 月 日 第 () 号
	敷地の位置	仙台市 区
	敷地面積	m ²
	用 途	一戸建ての住宅・共同住宅・その他 ()
	工事種別	新築・増築・その他 () 構造 W・RC・S・SRC・その他 ()

建築物に付属する塀・門柱計画の有無を下表 欄でチェックして下さい。

A. 補強コンクリートブロック・組積造の塀等を設置する予定はありません。
B. 補強コンクリートブロック塀等を設置します。
C. 組積造の塀等を設置します。

B 及び C の場合で、塀等の工事中又は終了している場合は を記載し、計画中の場合は をご覧下さい。

建築物に付属する塀等が工事中か終了した場合、下表 欄でチェックして下さい。

		確 認 事 項			確 認 事 項
補強コンクリートブロック塀等	共通事項	高さ 2.2m 以下 壁の厚さ 15cm 以上 (高さ 2m 以下の塀は 10cm 以上) 壁頂及び基礎に、 横に径 9mm 以上の鉄筋 壁の端部及び隅角部に、 縦に径 9mm 以上の鉄筋 壁内に、径 9mm 以上の鉄筋を 縦横に 80cm 以下の間隔で配置 壁頂・基礎・壁内の鉄筋の末端は かぎ状に折り曲げ 縦筋は、壁頂・基礎の横筋に かぎ掛け定着 横筋は縦筋に かぎ掛け定着 ただし書き: 縦筋を径の 40 倍以上基礎に定着 (かぎ掛け定着なしの場合)	組積造の塀等	共通事項	高さ 1.2m 以下 各部分の壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上 塀の長さ 4m 以下ごとに、 木造以外で造られた控壁 控壁はその部分における壁厚 1.5 倍以上壁面から突出 ただし書き: その部分における壁の厚さが壁頂までの垂直距離の 1.5/10 以上 基礎の根入れの深さは 20cm 以上
	高さ 1.2m 超	塀長さ 3.4m 以下ごとに、 径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁 控壁は基礎の部分において壁面から塀高さの 1/5 以上突出 基礎の丈は 35cm 以上 基礎の根入れの深さは 30 cm 以上			

建築物に付属する塀等を計画中の場合、上記表の確認事項を遵守し工事を行ってください。

【注意】

ブロック塀等の工事を行った場合、工事の各工程が分かる写真を建築主に渡して下さい。
(写真は、使用材料、位置、寸法などが分かるものにして下さい。)